

津田生涯学習市民センターの利用制限変更について

【9月19日更新】

平素より、津田生涯学習市民センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各所室の定員を本来の2分の1以内とし、貸し出しを行っていましたが、引き続き一定の遵守事項を継続した上で、10月1日から、諸室（一部制限あり）・ロビーについて、本来の定員内での利用を再開します。

●制限を緩和するサービス

10月1日（木）から	諸室の利用 本来の定員内をご利用いただけます。 ※ただし、大声を発する活動や歌唱する活動については、引き続き定員のおおむね2分の1以内で利用すること
	ロビーの利用 長時間の利用は引き続き控えていただくものの、本来の定員でご利用いただけます。 ※ただし、引き続き備品の貸し出しは中止

※今後の情勢に応じて、条件を変更することもあります。

●施設利用の際に守っていただきたい事項

- ・利用者はマスクを着用したままで活動すること（スポーツのプレー中を除く）。
※マスクを着用したままの活動が困難であり、フェイスシールドを使用する場合は、対面を避け、人との間隔を1m以上確保するなど、飛沫拡散等に注意すること。
※マスクまたはフェイスシールドを着用したままの活動が困難な場合は、個人利用に限り、着用を不要とする。ただし、利用者が諸室の消毒清掃作業を行うこと。
- ・利用者の中に発熱、せき、下痢などの体調不良者がいないこと。
- ・施設の利用前後に石けんによる手洗いを行うこと。
- ・大声を発する活動や歌唱する活動については、定員のおおむね2分の1以内で利用すること。（その他の活動については、定員どおりの利用が可能）
- ・利用者同士が直接接触する行動をしないこと。
- ・おおむね30分ごとに、部屋の換気を行うこと（扉・窓を開放）。

●その他の注意事項

- ・施設利用の前後に上記の遵守事項をチェックシートで確認し、署名をいただきます。（別途、シートをワードで添付）
- ・施設利用及びイベントの際は、国・大阪府の定める基準や業界団体等の定めるガイドラインに基づき、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を実施してください。また、「大阪コロナ追跡システム」の導入や名簿作成などの追跡対策をとるとともに、入場者・鑑賞者が大声で歓声・声援等が発しないように注意してください。
- ・午前10時、午後2時、午後7時に館内放送等で遵守事項を周知します。
- ・原則として備品の貸し出しは、利用者が消毒清掃作業を行う場合に限り貸し出します。
※ドアノブ・机等の消毒清掃作業については施設管理者側で対応します。